

福島市上下水道局

入札・契約の手引き【電子入札】



福島市上下水道局上下水道総務課

はじめに

地方公営企業が、工事や製造の請負契約、業務委託の請負契約、物品調達の契約等の入札・契約を行うにあたっては、その方法等が「地方公営企業法」「地方公営企業法施行令」及び「地方自治法」「地方自治法施行令」に定められており、福島市上下水道局においては、さらに「福島市上下水道局会計規程」において入札・契約についての方法等が定められております。

この手引きは、福島市上下水道局が行う入札・契約について具体的に説明をすることを目的として作成したものです。競争入札参加有資格業者となられた後、指名等により入札に参加する場合、さらには契約を締結する場合には、この手引きにしたがって入札書の作成又は契約書類の作成を行ってください。

目次

第1 福島市上下水道局の入札制度について.....	4
1. 入札制度の概要	4
2 電子入札の対象について	6
3. 電子入札について	6
4. 制限付一般競争入札の手順	7
5. 指名競争入札・随意契約（※不落随契は除く）の手順.....	9
6. 工事費内訳書作成にあたっての注意点	11
7. その他	12
第2 契約について	13
1. 契約締結時に提出する書類	13
2. 契約上の注意点	14
3. 履行保証制度について	15
4. 建設業退職金共済制度について	17
第4 資料編	18
1. 入札の条件	18

第1 福島市上下水道局の入札制度について

1. 入札制度の概要

(1) 制限付一般競争入札

この入札制度は、競争入札参加資格者を対象にして一定の制限条件を定めて参加者を募集するものです。対象（工事及び業務委託）は次のとおりです。

- 設計額が概ね2千5百万円以上の建設工事
- 設計額が概ね1千万円以上の業務委託
- その他上下水道事業管理者が特に定めたもの

※ 上記の対象設計金額の全案件について、実施するものではありません。

※ 制限条件は、固定化されたものではなく、案件毎に定められます。

(2) 総合評価一般競争入札

この入札制度は、価格と技術力等を総合的に評価し、最も優秀な者を選定する方式で、制限付一般競争入札に含まれるものです。

(3) 指名競争入札

この入札制度は、競争入札参加資格者の中から一定の基準に基づいて指名し、参加業者を選定して行うものです。

当局では、入札対象案件の中で制限付一般競争入札若しくは総合評価一般競争入札に該当しないものについては、契約事務の効率化を図る観点から、指名競争入札制度を採用しています。

(4) 随意契約

競争入札によらないで特定の業者を選定して契約を締結する方法であり、地方公営企業法施行令に定められた次の場合に限られます。

- 予定価格が200万円以下の建設工事を発注するとき。
- 予定価格が100万円以下の業務委託を発注するとき。
- 予定価格が150万円以下の物品調達を発注するとき。
- 予定価格が100万円以下の修繕を発注するとき。
- 契約の性質又は目的が競争入札に適さないとき。
- 緊急の必要により競争入札を採用することができないとき。
- 障害者に対する職業訓練や授産を行う施設等（以下、「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を購入するとき。又は、高年齢者又は母子家庭の母、父子家庭の父及び寡心の就業支援を行う団体又は障害者支援施設等に業務委託を発注するとき。
- 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより管理者の認定を受けた者が新商品として生産する物品の購入を発注す

るとき。

- 競争入札を採用することが不利と認められるとき。
- 時価と比べて著しく有利な価格で契約が締結できる見込みがあるとき。
- 競争入札で入札者がいないとき、又は、再度の入札で落札者がいないとき。
- 落札者が契約を締結しないとき。

公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置として、国等より一般競争入札の拡大が求められています。

また、低価格による応札が、品質低下や下請業者並びに資材関係業者への不適切なシフト寄せ、労働条件への影響等を及ぼす恐れがあることから、最低制限価格又は低入札価格調査制度を適用し実施していきます。

なお、入札制度については、国・福島県及び他市等の動向を見極め、福島市上下水道局入札監視等委員会からの意見等をいただきながら、検証・検討していきます。

2 電子入札の対象について

(1) 制限付一般競争入札

種 別	対象額（設計金額(消費税込)）
建設工事	2,500万円以上
業務委託 ①工事コンサルタント業務 （測量・設計・地質調査業務） ②市が認めるもの （設備等保守管理業務・電算業務・除染関連業務・浚渫等）	1,000万円以上

(2) 総合評価一般競争入札

局があらかじめ指定したもの。

(3) 指名競争入札・随意契約（不落随契は除く）

種 別	対象額（設計金額(消費税込)）
建設工事	200万円を超える額
業務委託 ①工事コンサルタント業務 （測量・設計・地質調査業務） ②市が認めるもの （設備等保守管理業務・電算業務・除染関連業務・浚渫等）	100万円を超える額
物品調達 （印刷、消耗品・備品購入、賃貸借）	150万円を超える額

～福島市上下水道局電子入札ポータルサイト～

本局の電子入札に関する詳細な情報はポータルサイトをご覧ください

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suido/jigyosha/nyusatsu-keiyaku/1/denshi/potal/index.html>

3. 電子入札について

本局では、原則として対象案件は全て電子入札により入札を行なっています。この手引きは、電子入札による手順で作成しています。

なお、電子入札に参加するためには、認証カードの取得と、電子入札システム上での利用登録が必要です。

4. 制限付一般競争入札の手順



(1) 入札公告の確認

入札公告は、入札情報公開システムに随時掲載しますので、まずはそれぞれの公告を確認してください。

入札公告には、案件ごとの入札に参加する者に必要な資格等を記載しており、これらの資格を満たす者であれば入札に参加することができます。

また、公告に記載されたパスワードを用いて、入札情報公開システムから当該案件の設計書等を必ず閲覧してください。公告記載の期間内に必ず設計書等を閲覧（※閲覧しないと参加できません）し入札参加の判断は、日程等の入札条件や設計書等（設計書・仕様書・図面等）を十分確認のうえ行なってください。

(2) 制限付一般競争入札の審査方法の確認

入札公告にてご確認ください。

(3) 質問・回答

設計書等に関する質問ができます。質問は、公告記載の期限内に電子入札システムで提出してください。

なお、回答は入札情報公開システムに掲載します。

(4) 入札参加資格審査資料の提出

入札の参加申請は、電子入札システムで当該案件を検索の後、「競争入札参加資格確認申請書」等の該当ファイル（PDF形式A4版）の提出の手続きを同システム上で行なってください。

また、案件によって、提出書類が異なりますので、公告等を十分確認の上行なってください。

(5) 参加資格の通知

入札参加資格の結果は、案件ごとに、公告に記載した日に電子入札システムで通知します。

(6) 入札

入札にあたっては、設計書等を十分確認のうえ、積算してください。入札は、案件ごとに、公告記載の日時に電子入札システムで行なってください。

落札候補者の決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札してください。送信後は、金額の撤回等はできません。

また、入札を辞退する場合、同システムで所要の手続きを行なってください。

なお、入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

（7）内訳書の提出

建設工事では全ての入札において、入札金額に係る工事費内訳書の提出を求めています。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイル（PDF形式A4版1枚）を添付して提出してください。

また、内訳書の合計金額（税抜）と入札金額が異なる場合は、入札が無効となります。

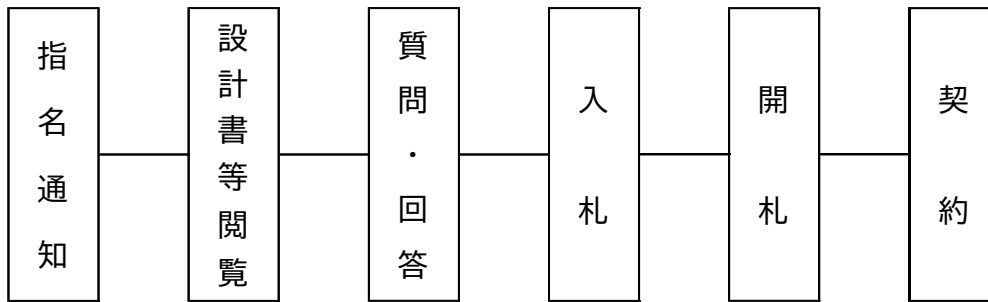
（8）開札

開札は、案件ごとに、公告記載の日時に行いません。また、再入札の場合、別途通知します。

（9）落札者決定後

落札者が決定しましたら、その結果を電子入札システムで通知します。契約書類一式をお渡ししますので、落札者は上下水道総務課へ取りに来てください。

5. 指名競争入札・随意契約（※不落随契は除く）の手順



(1) 指名通知

指名の通知は、電子入札システムで行ないます。通知を受けたときは、通知書に記載されたパスワードを用いて、入札情報公開システムから当該案件の設計書等を必ず閲覧してください。（※閲覧しないと参加できません）

また、通知書に記載された他の事項も必ず確認してください。

(2) 質問・回答

指名通知を受けた者は、設計書等に関する質問ができます。質問は、指名通知記載の期限内に電子入札システムで提出してください。

なお、回答は入札情報公開システムに回答書を掲載します。

(3) 入札

入札にあたっては、設計書等を十分確認のうえ、積算してください。入札は、案件ごとに、指名通知記載の日時に電子入札システムで行なってください。

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額で入札してください。送信後は、金額の撤回等はありません。

また、入札を辞退する場合、同システムで所要の手続きを行なってください。

なお、入札辞退は、指名停止等の対象となりません。

(4) 内訳書の提出

建設工事では全ての入札において、入札金額に係る工事費内訳書の提出を求めています。電子入札システムによる入札書提出時に、該当ファイル（PDF形式A4版1枚）を添付して提出してください。

また、内訳書の工事費計（税抜）と入札金額が異なる場合も、入札が無効となります。

(5) 開札

開札は、案件ごとに、指名通知書等に記載の日時に行ないます。開札後、その結果を電子入札システム

で通知します。また、再入札の場合、別途通知します。

なお、落札者は契約書類一式をお渡ししますので、契約検査課へ取りに来てください。

6. 工事費内訳書作成にあたっての注意点

工事費内訳書の記載例

工事費内訳書

件名 ○○道路改良工事

住所 福島市五老内○番○号

商号又は名称 福島工業所(株)

代表者職氏名 代表取締役 福島 一郎

本工事費内訳書程度の工事・種別について記入してください。

工事費内訳書は押印不要です。

計算誤りに注意してください。

工事費計は応札金額と一致します。

工種・種別等	金額(円)	備考
①直接工事費		
道路土工	4,600,000	
道路排水工	3,200,000	
舗装工	4,300,000	
①計	12,100,000	
②共通仮設費		
共通仮設費	1,800,000	
②計	1,800,000	
③現場管理費		
現場管理費	3,400,000	
③計	3,400,000	
④一般管理費		
一般管理費	2,200,000	
④計	2,200,000	
工事費計(①+②+③+④)	19,500,000	

- ①福島市上下水道局が指定した様式を使用してください。(改正があった場合は最新の様式)
 - ②社判(角印)、代表者印の押印は不要です。
 - ③工種・種別等は本工事費内訳書程度について記載してください。
 - ④記載・計算誤り等は入札が無効となりますので十分注意してください。
 - ⑤最下段の工事費計は入札金額と一致させてください。
 - ⑥電子入札システムで、入札の際に添付(PDF形式 A4版 1枚)してください。
※提出前にPDF化し1枚に収まっているか確認してください。
- なお、再入札時は添付不要です。

7. その他

(1) システム利用可能時間

①電子入札システム

平日の午前8時00分～午後10時00分

②入札情報公開システム

平日の午前6時00分～午後11時00分

(2) 問い合わせ先

①電子入札システムの設定や操作方法等に関すること

ヘルプデスクにお問い合わせください。

電話：0570-021-777

(受付時間：平日の午前9時00分から午後5時30分)

※正午～午後1時00分を除く

②その他のこと

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

福島市上下水道局水道総務課管財契約係

電話：024-535-1118

第2契約について

1. 契約締結時に提出する書類

契約区分	提出書類	通数	備考
工事請負	工事請負契約書	2	1通に「印紙税法」に基づく収入印紙を貼付し、消印をする。
	工事工程表	1	始期から終期まで完全に満たすよう作成してください。
	現場代理人及び主任技術者等通知		日付は契約締結日と同日としてください。また、資格の証明書の写しを添付してください。
	経歴書		日付は契約締結日と同日としてください。
	建設業退職金共済組合掛金収納書		収納書の提出が出来ない場合は上下水道総務課に相談すること。
	経営規模等評価結果通知書・ 総合評定値通知書の写し		請負代金額 500 万円以上
	◎請負代金額500万円以上の契約については、契約保証金の納付等により履行保証の手続きをとること（P.15参照）。		
	◎建設リサイクル法対象建設工事については、第12条・第13条に基づく書面を提出すること。		
業務委託	業務委託契約書	2又は 3	契約保証を付す又は免除される場合は2通、連帯保証人を付す場合は3通となります。 1通に「印紙税法」に基づく収入印紙を貼付し、消印をする。
	委託工程表	1	始期から終期まで完全に満たすよう作成してください。
	現場代理人及び主任技術者等通知		日付は契約締結日と同日としてください。また、資格の証明書の写しを添付してください。
	経歴書		日付は契約締結日と同日としてください。
◎制限付一般競争入札など、入札の条件として契約保証の付保を求めている場合については、契約保証金の納付等により履行保証の手続きをとること。（P.15参照）			
物品調達	物品購入契約書	2	ページ数が多い場合は袋とじとし、表と裏のとじ目に割印をすること。

2. 契約上の注意点

(1) 工事請負契約に係る履行保証制度について

①連帯保証人（工事完成保証人）制度は執っておりません。

②請負代金額500万円以上の契約については、福島市上下水道局会計規程第149条の契約保証金の納付又はこれに代わる担保（有価証券、金融機関又は前払金保証事業会社の保証証券）の提出をするか、あるいは福島市上下水道局会計規程第150条及び第151条の履行保証保険契約又は工事履行保証契約に係る証券を提出する必要があります。

なお、詳しくはP. 15を参照してください。

③履行保証に係る保証金額は、請負代金額の10分の1以上の額とします。（福島市上下水道局低入札価格調査実施要領に基づく調査基準価格以下で入札した者を落札者とした場合は、10分の3以上の額）

(2) 業務委託契約に係る連帯保証人について

①福島市上下水道局競争入札心得第14条の規定により、契約人と同等以上の資格を有する者から選定してください。

②指名競争入札による契約の場合は、原則として当該指名競争について指名を受けた者以外の者にしてください。

③原則として福島市の競争入札有資格業者の中から選定してください。ただし、やむをえない事情により福島市の有資格業者を選定することが困難な場合は上下水道総務課へご相談ください。

(3) 契約締結関係書類の提出について

①契約書等の関係書類は、「1. 契約締結時に提出する書類」を確認の上、上下水道総務課へ提出してください。

※その他、契約に関する不明な点は、福島市上下水道局上下水道総務課へご連絡ください。

なお、前払金等の支払いに関することは、発注課とご相談ください。

(4) 契約締結後の契約書の返戻について

①返戻の際には、電話等により、ご連絡いたします。

3. 履行保証制度について

福島市上下水道局工事請負契約約款第4条第1項及び第2項により請負代金500万円以上（消費税及び地方消費税を含む金額）の工事を落札された方は、請負代金の10分の1以上の保証を付さなければなりません。

第1号 契約保証金の納付

落札後、現金による契約保証金の納付を選択される方は、原則入札日の10日後までに福島市上下水道局指定金融機関又は指定代理金融機関に納入通知書兼領収証書に現金を添えて納入しなければなりません。

納入通知書兼領収証書は上下水道総務課でお渡ししますので、落札後すみやかに申し出てください。

第2号 契約保証金に代わる担保となる有価証券の提供

担保となる有価証券は、福島市上下水道局会計規程第148条第1項に定められている、

①国債証券 ②地方債証券 ③日本銀行が発行する出資証券 ④鉄道債券 ⑤電信電話債券 ⑥割引農林債券 ⑦割引商工債券 ⑧割引興業債券 ⑨長期信用債券 ⑩割引日本不動産債券等です。

落札後、これらを担保として提供し、契約保証金に代える場合には、契約日までに有価証券提出書に有価証券を添えて、上下水道総務課に提出いただかなければなりません。

ただし、①～③は、額面の10分の8で、④～⑩は、時価の10分の8で換算されます。

第3号 銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証

この制度を選択される場合には、金融機関等の保証にかかる保証書を契約書と共に上下水道総務課まで提出いただかなければなりません。

この保証書については、発行日が契約日以前のものであり、その保証期間が工期を全て含むものでなければなりません。また、保証債務履行請求期間は、保証期間経過後、6カ月以上確保されていなければなりません。

第4号 公共工事履行保証証券による保証

この制度を選択される場合、落札された工事請負契約についての公共工事履行保証に係る証券を、契約書と共に上下水道総務課まで提出いただかなければなりません。

この証券については、発行日が契約日以前であり、かつ、保証期間が工期全てを含むものである必要があります。また、債権者が契約書記載の発注者であり、債務者が落札された方でなければなりません。

第5号 履行保証保険の締結

この制度を選択される場合、落札された工事請負契約に係る履行保証保険証券を、契約書と共に上下水道総務課まで提出ください。

この証券については、発行日が契約日以前であり、かつ、保険期間が工期を全て含むものである必要があります。また、被保険者が契約書記載の発注者であり、この保険の契約者が落札された方でなければなら

りません。

ただし、保険内容に定額てん補の特約条項が付されているものに限りです。

4. 建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済制度は、中小企業退職金共済法に基づき建設業に多数見られる短期雇用労働者の福祉を増進するとともに、これによって建設労働力を確保し建設業の振興を図ることを目的として創設されたものであり、この履行確保については、登録申請受付の際に加入証明書の提出を求めてきたところですが、最近の建設業をとりまく労働力の確保等の事情から尚一層の徹底を図るため、下記により取り扱うこととなりますので、よろしくお願いいたします。

記

(1) 掛金収納書の提出について

①請負に付する工事の予定価格には、建設業者が、建設業退職金共済組合（以下「組合」という。）に納付する掛金相当額について設計書作成の際積算されていること、市が、この制度の趣旨に沿い入札参加資格審査の際の審査項目としていることとあわせ発注用掛金収納書（以下「収納書」という。）の提出を義務付けるものとする。

②建設業者は、組合に加入するとともに、契約締結と同時にその対象となる労働者に対し証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼付すること。

③工事を受注した建設業者は共済の収納書を契約締結後下記によりすみやかに発注者（上下水道総務課）に提出すること。

(ア) 提出する収納書は、工事請負額（消費税を除く）に次の区分による率を乗じて得た額以上とする。

- ・土木工事 1000分の2
- ・建築工事（設備工事を含む） 1000分の1.5

(イ) 設計変更により増額の必要が生じた場合は、その都度増額分を購入し、変更契約締結時に提出する。

④前記による収納書の提出が出来ないものは契約締結時にその旨を記載した理由書を上下水道総務課に提出し、これが認められた場合は提出を要しない。

※ 他保険加入者は、加入証明書を添付する。

⑤②・③の取扱いは入札に付した工事全てに適用する。

⑥元請負者が、下請負契約を締結する場合は、下請負者の共済組合加入及び証紙の貼付を促進すること。

⑦下請負者の規模が小さく管理事務の面で万全でない場合は、元請負者に組合加入の手続き及び組合関係事務の処理を委託する方法もあるので、元請負者は、積極的に受託すること。

(2) 建設業退職金共済制度適用事業主工事現場の標識掲示について

①標識掲示の方法については、工事現場の出入口、現場事務所等の見やすい所に掲示すること。

また、工事の状況によりやむを得ず現場事務所等に設置できない場合は現場責任者が、常に所持していること。

②標識掲示の取扱いは、入札に付した全ての工事に適用する。

③標識は、建設業退職金共済組合福島県支部において、共済契約者に対し無料で配布する。

第4 資料編

1. 入札の条件

入札の条件は次のとおりとする。

- 1 現場説明会又は資料配布が実施される場合は、当該説明会への出席又は配布時間内に資料を受領していること。
- 2 1500万円以上の建築工事又は500万円以上のその他の工事の入札に参加するときは、建設業法に定めのある経営事項審査を受け、かつ、その有効期間内でなければならない。

3 入札書の記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する額を差し引いた金額を入札書に記載すること。

4 入札保証金

入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とする。ただし、当該入札に指名する者のうち、福島市上下水道局会計規程（以下、「規程」という。）第167条の規定に該当する者については、免除する。

5 契約保証金

契約保証金は、請負代金の100分の10以上の額とする。

請負代金額500万円以上の工事請負契約にあつては、福島市上下水道局工事請負契約約款第4条第1項各号（以下参照）に掲げるいずれかの保証を付さなければならない。

約款第4条第1項第1号契約保証金の納付

- 〃 第2号契約保証金に代わる担保となる有価証券の提出
- 〃 第3号銀行等の金融機関又は前払金保証事業会社の保証
- 〃 第4号公共工事履行保証証券による保証
- 〃 第5号履行保証保険（定額填補による付保）の締結

ただし、上記を除く契約にあつては、規程第150条第1項各号に該当する者については契約保証金を免除する。

6 契約書

規程第145条の規定による契約書は、原則として契約権者が作成した契約書案によるものとする。

ただし、請負代金の額が100万円未満であるものにつき、請書の提出があつたときは、契約書を作成しないことができる。

7 工事等の落札者は、現場代理人及び監理技術者等(監理技術者、監理技術者補佐又は主任技術者)及び専門技術者を定め通知するときは、経歴書を添付して契約書とともに提出すること。なお、工事等以外の請負契約の落札者についても同様とする。

8 落札者となった建設業者は、工事の施工にあたっては、建設業法を遵守すること。

その他の事項

- (1) 入札心得及び現場等を熟知のこと。
- (2) 代理人による入札のときは、委任状(入札及び見積に関する一切の権限)を提出し、確認を受けること。
- (3) 入札回数は2回までとする。この場合において、落札者が決定しないときは、随意契約への移行若しくは指名替えをすることがある。
- (4) 入札(見積)の前に、質問書以外の方法で、担当者等の発注関係者に接触を持った場合は失格となる。